

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十八条第三項及び電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の規定に基づき、電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十三日

総務大臣 新藤 義孝

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（試験を免除する場合の手数料）

第十六条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては九、五〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては一八、七〇〇円から試験を免除する試験科目の数に七〇〇円を乗じ

て得た額を減じた額とする。

第十七条中「前条」を「第十六条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に申請の行われた電気通信主任技術者試験の手数料の額については、なお従前の例による。